

本県の学校における食育推進状況

～平成24・25年度 各校における「食に関する指導」実施状況調査結果の比較～

群馬県教育委員会健康体育課

I 調査目的

「学校における食育」については、その推進が学習指導要領に明記され、児童生徒の発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととされています。

そこで、今年度における各校の食に関する指導実施状況（予定も含む）を調査し、食育推進の現状と課題を把握することを通じて、今後の施策展開の参考とするものです。

II 調査対象

県内公立小学校・中学校（中等教育学校の前期課程を含む）及び特別支援学校

	平成24年度	平成25年度
公立小学校	327校	322校
公立中学校	169校	169校
公立特別支援学校	13校	13校
計	509校	504校

III 回答者

各校において食に関する指導を推進する上で中核となっている方

IV 調査期間

平成24年度：平成24年11月20日（火）～12月7日（金）

平成25年度：平成25年11月7日（木）～11月22日（金）

V 調査事項

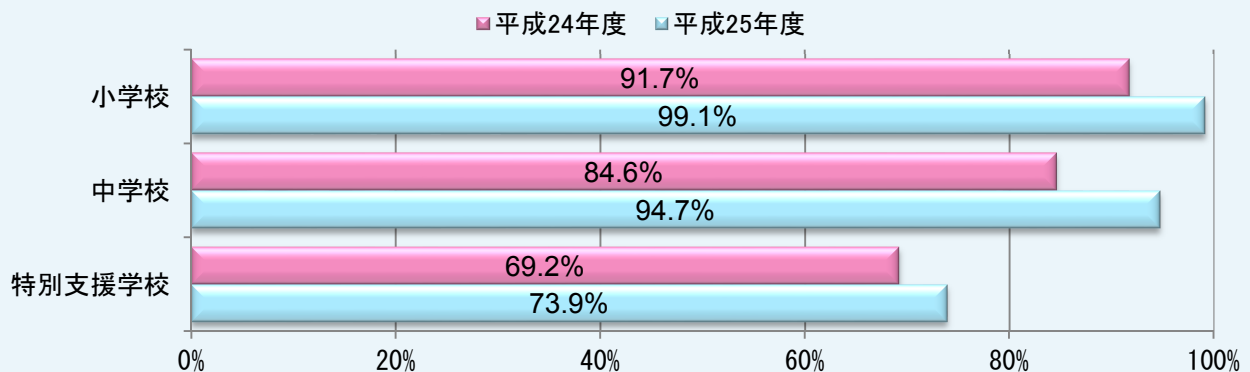
- 1 食育推進体制の整備について
- 2 食に関する指導について
- 3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画について
- 4 食に関する個別指導について
- 5 食育教材等の活用について
- 6 家庭・地域との連携について

VI 調査方法

群馬県総合教育センターWeb内の調査回答入力フォームに各校が入力する

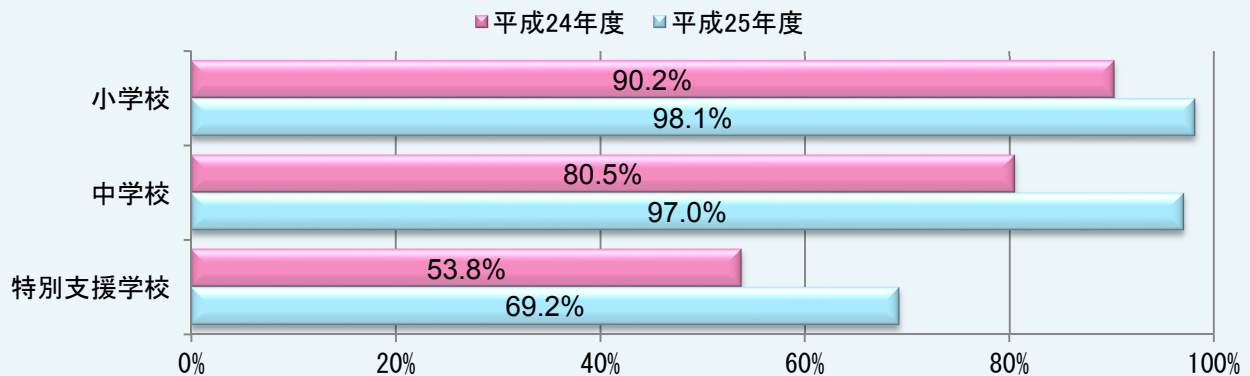
1 食育推進体制の整備

(1) 食育を推進するための組織・委員会の校務分掌への位置付け



- 食育を推進するための組織・委員会を校務分掌に位置付けている学校の割合は、小学校で7.4ポイント、中学校で10.1ポイント、特別支援学校で4.7ポイント増加した。小中学校においては、県内のほとんどの学校で食育を推進するための体制が整備された。
- 「学校における食育」については、その推進が学習指導要領に明記され、児童生徒の発達の段階を考慮し、学校の教育活動全体を通じて適切に行うこととされている。群馬県では、学校において食育を組織的・計画的に推進できるよう、[群馬県食育推進計画（第2次）（ぐんま食育こころプラン 2011-2015）](#)における目標として、「食育推進担当組織を校務分掌に位置付けている小中学校の割合を平成27年度までに100%にする」ことを掲げている。

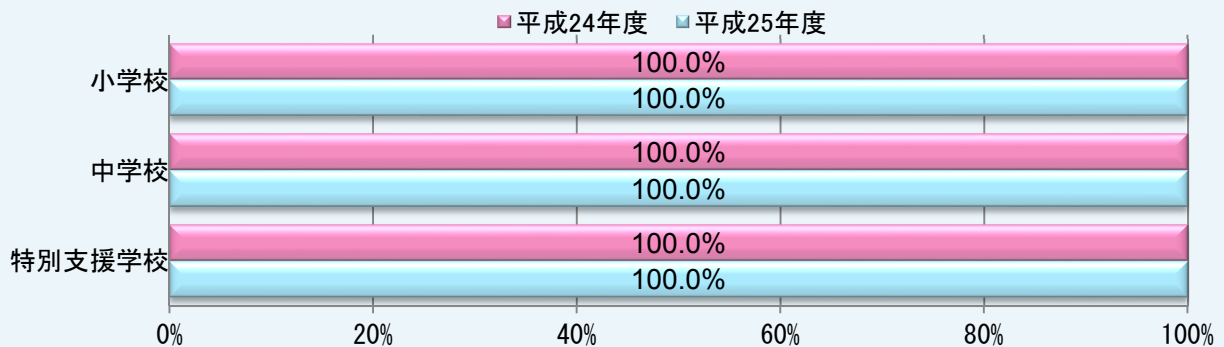
(2) 食育の推進を中心となって担う教員の校務分掌への位置付け



- 食育の推進を中心となって担う教員（食育推進担当）を校務分掌に位置付けている学校の割合は、小学校で7.9ポイント、中学校で16.5ポイント、特別支援学校で15.4ポイント増加した。各校においては、食育推進担当を中心に、児童生徒の食生活課題の改善に向けた取組を充実させていきたい。
- 食育推進担当の役割としては、以下のことが期待される。
 - ・食に関する指導の全体計画及び年間指導計画の作成・見直しに関すること
 - ・教職員の連携・調整に関すること
 - ・家庭や地域社会との連携・調整に関すること
 - ・教科等における食に関する指導と給食の時間の食に関する指導の関連付けに関すること
 - ・「食」に関する情報提供や情報交換に関すること

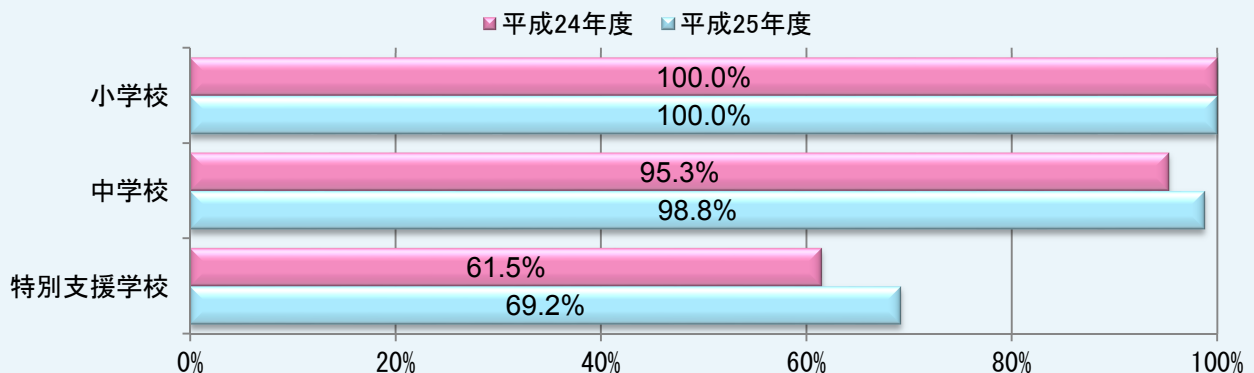
2 食に関する指導

(1) 食に関する指導の実施



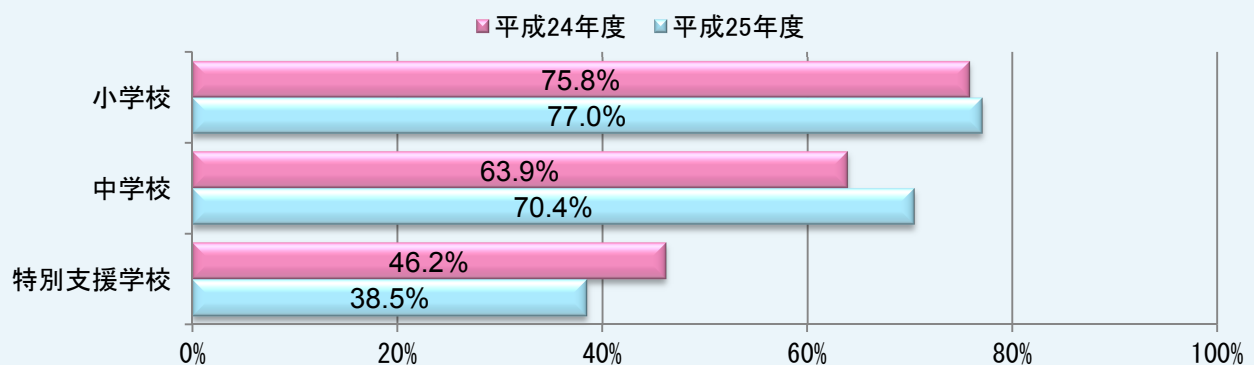
- 食に関する指導は、県内全ての学校で実施されている。

(2) 食に関する指導の全体計画の作成



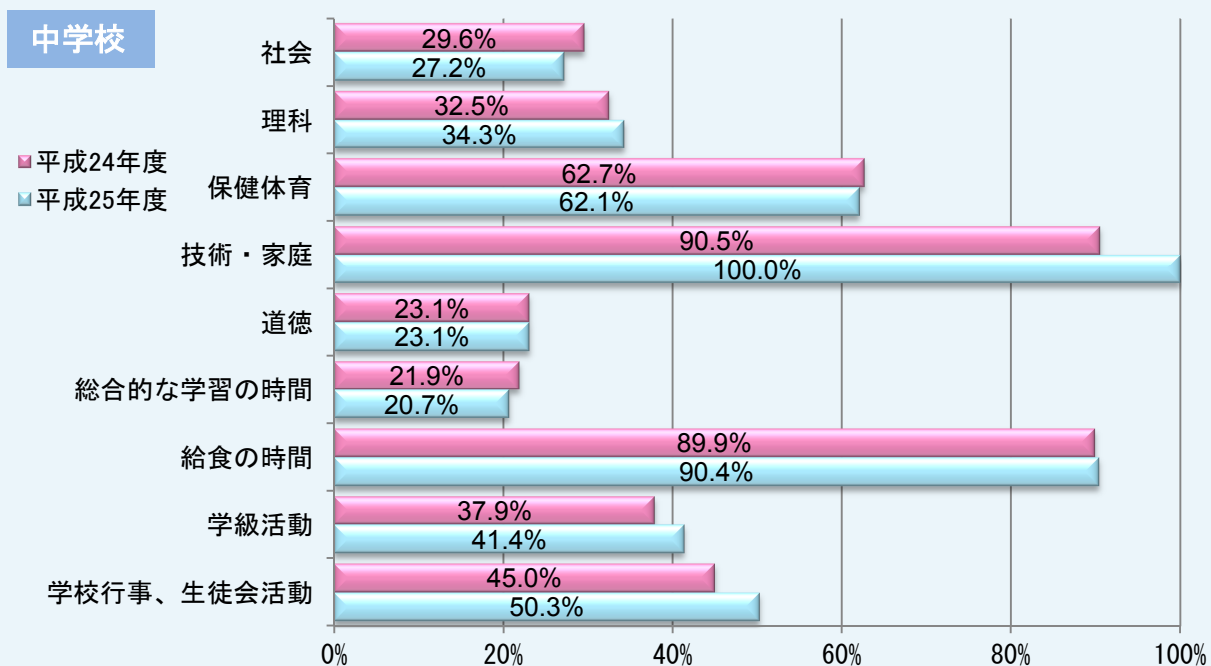
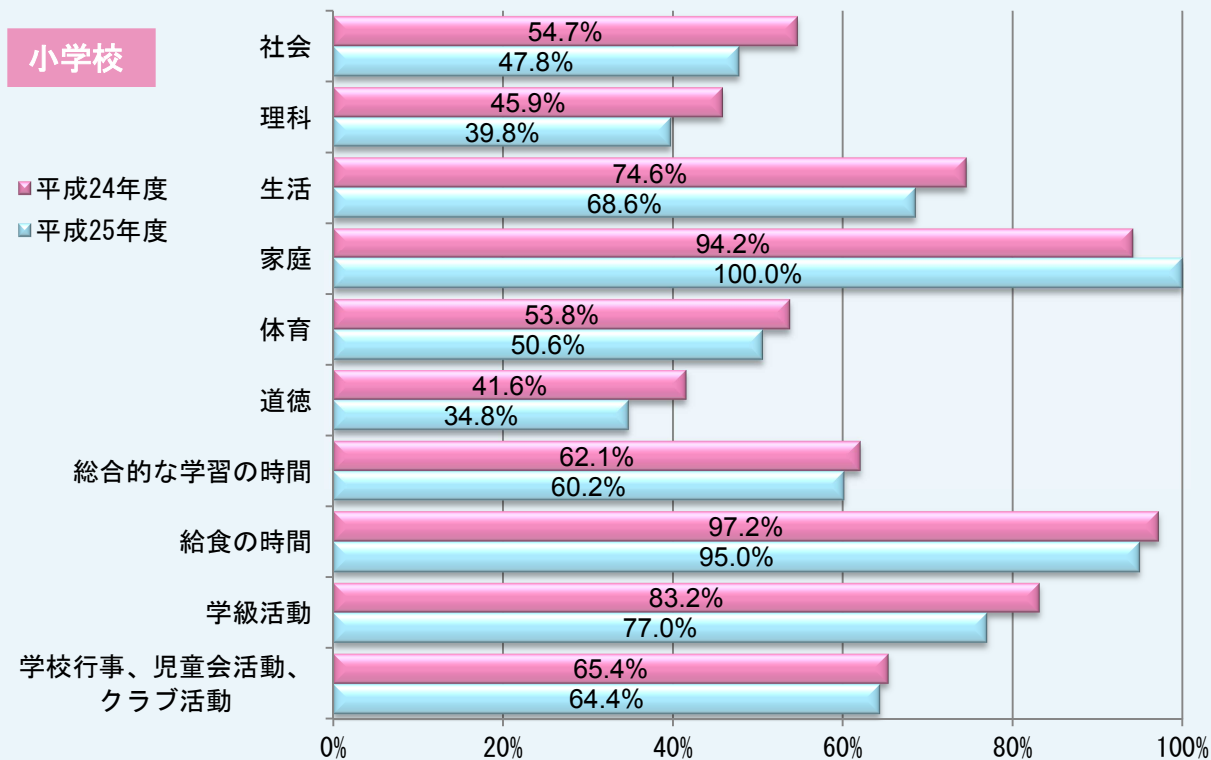
- 全体計画については、すべての小学校、ほとんどの中学校で作成済みである。
- 各校においては、教育活動全体で食育が推進されるよう、全体計画に掲げた目標や方針、教科等の内容に関連させた指導、具体的な取組について共通理解を図ることが大切である。

(3) 授業における食に関する年間指導計画の作成



- 食に関する指導は学校の教育活動全体を通して行われるため、具体的な指導場面は各教科等の授業に位置付けられる。このため、学年ごとにどの教科等で食に関する指導が行われるのかを示した年間指導計画に基づき、食育を意識した指導を展開することが重要である。

(4) 教科等における食に関する指導の実施状況



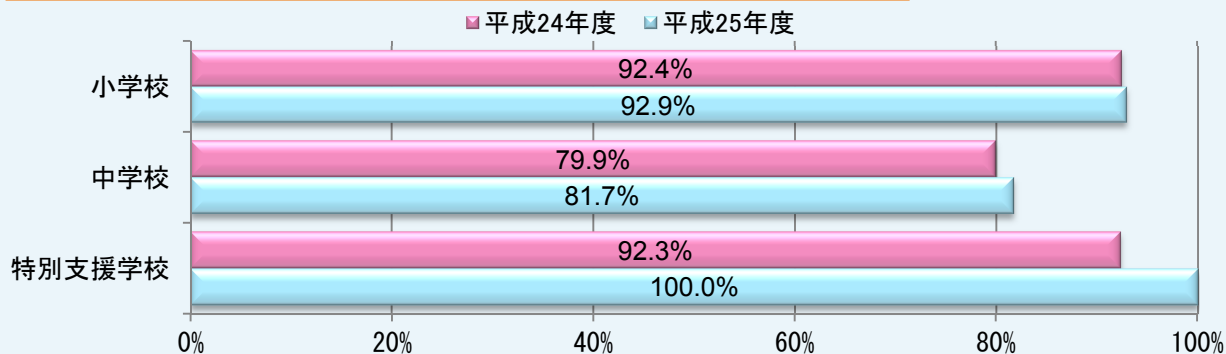
- 学習指導要領では、家庭（技術・家庭）、体育（保健体育）、特別活動において、「食育」に関する内容の取扱いを示している。各校においては、全体計画及び年間指導計画で示した事項について教職員全体で共通理解を図るとともに、担任及び教科担当は、各教科等の目標を達成する観点から食に関する内容や教材を扱うことで食育を推進する。
- 今回、教科における食に関する指導の実施状況を年間指導計画作成校と未作成校で比較したところ、下表のような状況であった。年間指導計画未作成校においては、早急に作成に努めていただきたい。

◆教科における食に関する指導実施状況（小学校）

小学校	社会	理科	生活	体育
年間指導計画作成校	52.4%	44.0%	70.2%	54.8%
〃 未作成校	30.8%	20.5%	61.5%	35.9%

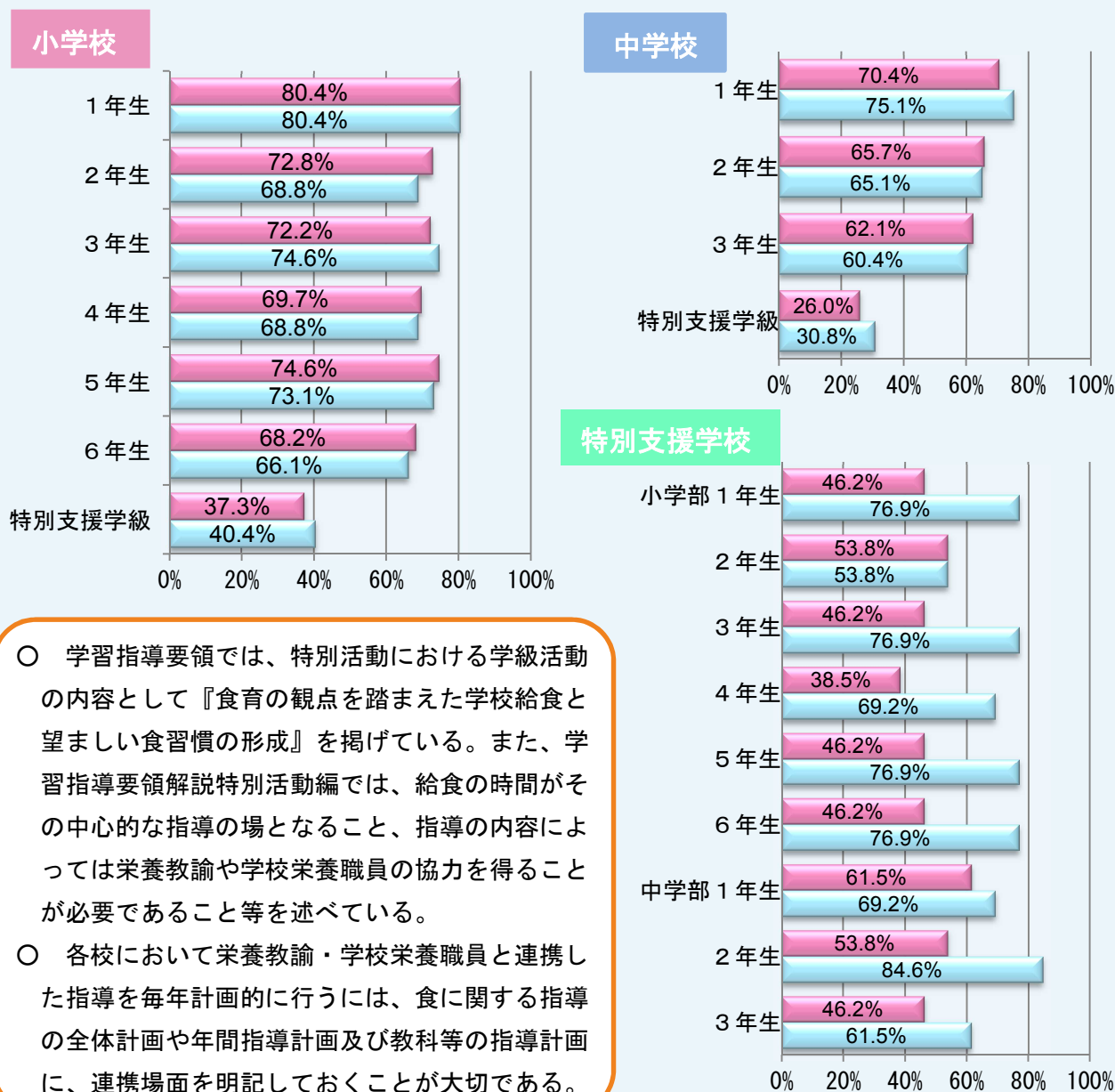
3 栄養教諭・学校栄養職員の食に関する指導への参画

(1) 栄養教諭・学校栄養職員の活用



○ 栄養教諭・学校栄養職員を活用した割合は、小学校・中学校・特別支援学校の全てで増加した。

(2) 各学年等における栄養教諭・学校栄養職員の活用

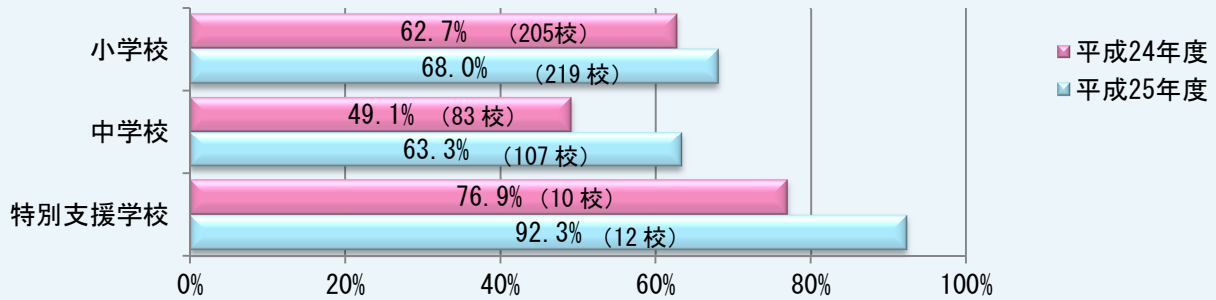


○ 学習指導要領では、特別活動における学級活動の内容として『食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成』を掲げている。また、学習指導要領解説特別活動編では、給食の時間がその中心的な指導の場となること、指導の内容によっては栄養教諭や学校栄養職員の協力を得ることが必要であること等を述べている。

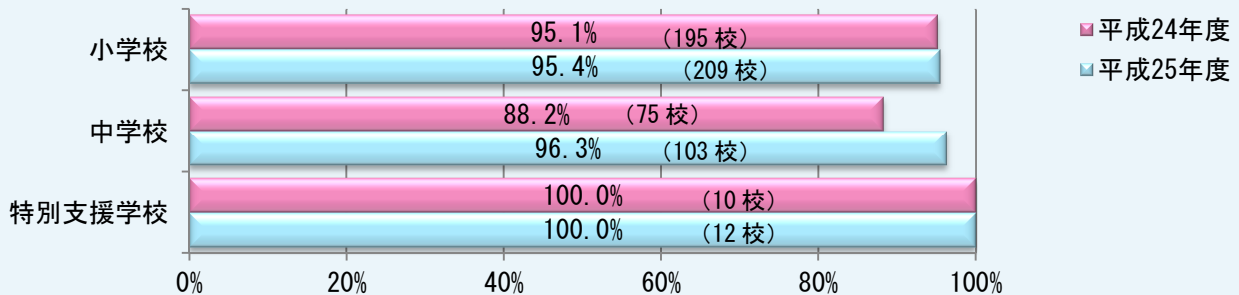
○ 各校において栄養教諭・学校栄養職員と連携した指導を毎年計画的に行うには、食に関する指導の全体計画や年間指導計画及び教科等の指導計画に、連携場面を明記しておくことが大切である。

4 食に関する個別指導

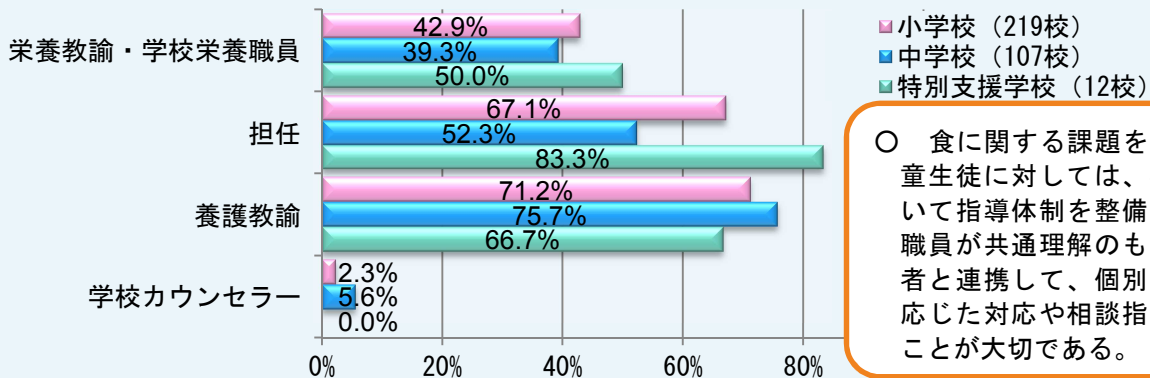
(1) 食に関する個別指導を実施する必要があると考えられる児童生徒がいた学校の割合（校数）



(2) 上記(1)の児童生徒に対して、個別指導を実施した学校の割合（校数）

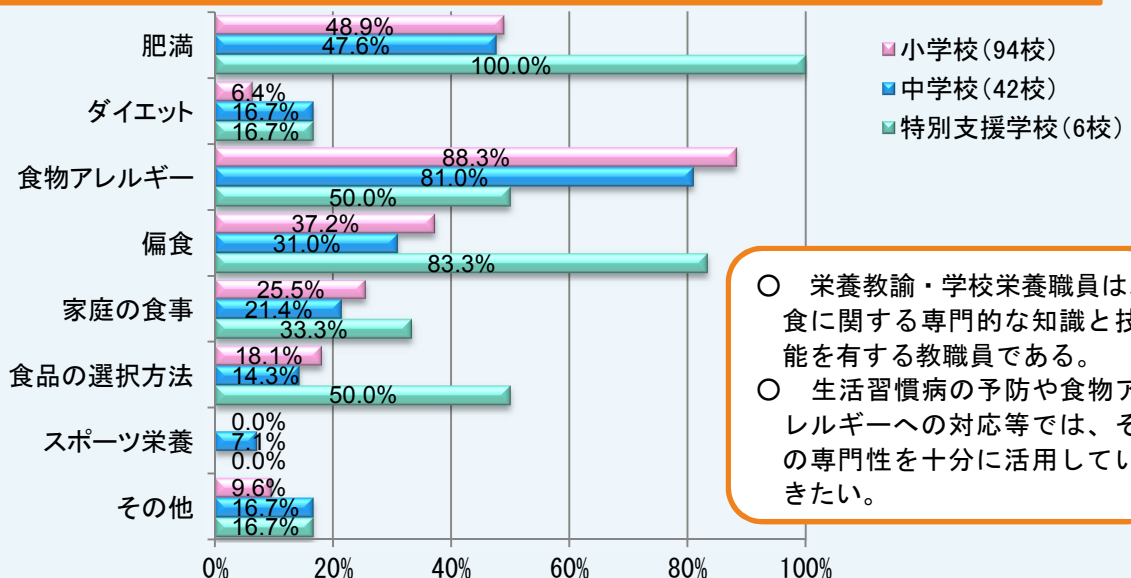


(3) 上記(2)で、個別指導にあたった教職員の内訳（平成25年度）



○ 食に関する課題を有する児童生徒に対しては、校内において指導体制を整備し、全教職員が共通理解のもと、保護者と連携して、個別の事情に応じた対応や相談指導を行うことが大切である。

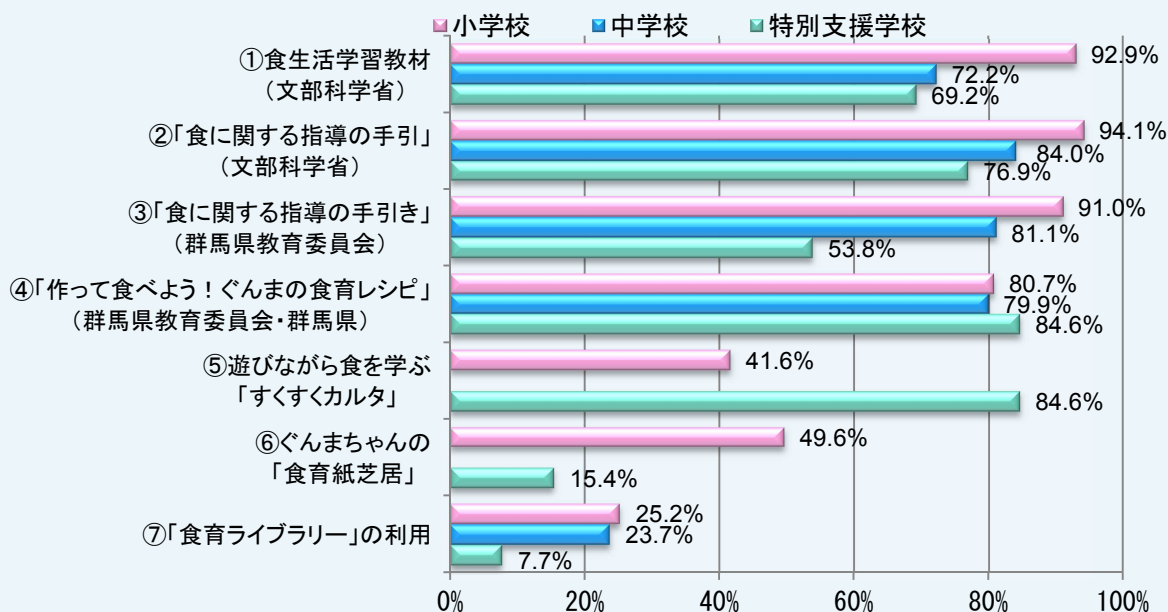
(4) 上記(3)における、栄養教諭・学校栄養職員による食に関する個別指導の内容



○ 栄養教諭・学校栄養職員は、食に関する専門的な知識と技能を有する教職員である。
○ 生活習慣病の予防や食物アレルギーへの対応等では、その専門性を十分に活用していきたい。

5 食育教材等の活用（平成25年度）

（1）食育に関する教材や施設等を活用したことがある学校の割合



①食生活学習教材（文部科学省）



文部科学省が作成している食育冊子。小学校低・中・高学年用があり、毎年、全国の小学校1・3・5年生に配布している。内容は、給食、朝ごはん、食べ方（好き嫌い、おやつ）、伝統料理、学習の振り返りであり、低学年から系統立てた指導ができる構成になっている。中学生用及び指導者用は文部科学省HPに掲載。

②食に関する指導の手引—第一次改訂版—（文部科学省）



学校における食育の必要性、食に関する指導の目標、食に関する指導の全体計画、各教科等及び給食における食に関する指導の基本的な考え方や指導方法等について記載した手引書。新学習指導要領や改正学校給食法等を踏まえて平成22年3月に改訂。

③食に関する指導の手引き「食を楽しみ、健康になろう」（群馬県教育委員会）



小・中学校の9カ年を見通した継続的・系統的な食育を目指し、食に関する指導の全体計画、年間計画、学級活動の時間における指導事例を体系的に示した手引書。平成17、18年に各校の担任、養護教諭、学校栄養職員に配布。CD-ROM版は各校に配付。

④「作って食べよう！ぐんまの食育レシピ」（群馬県教育委員会・群馬県）



子どもたちの家庭における調理実践を促すために、日頃慣れ親しんでいる学校給食の中から、生産量が全国10位以内に入る地場産物を使用し、かつ、小学校の家庭科、中学校の技術・家庭科で学習した知識や技能を活用できる99種類のレシピを掲載。

http://www.karisen.gsn.ed.jp/boe/htdocs/?action=common_download_main&upload_id=1561

⑤遊びながら食を学ぶ「すくすくカルタ」 ⑥ぐんまちゃんの「食育紙芝居」



子どもが遊びながら、食についての知識を学ぶことができる教材。掲示資料としての活用も可能。



「食事のマナー」「農業理解」「栄養」「朝ごはん」の4話を収録。読み進めながら食育について学ぶことができる。

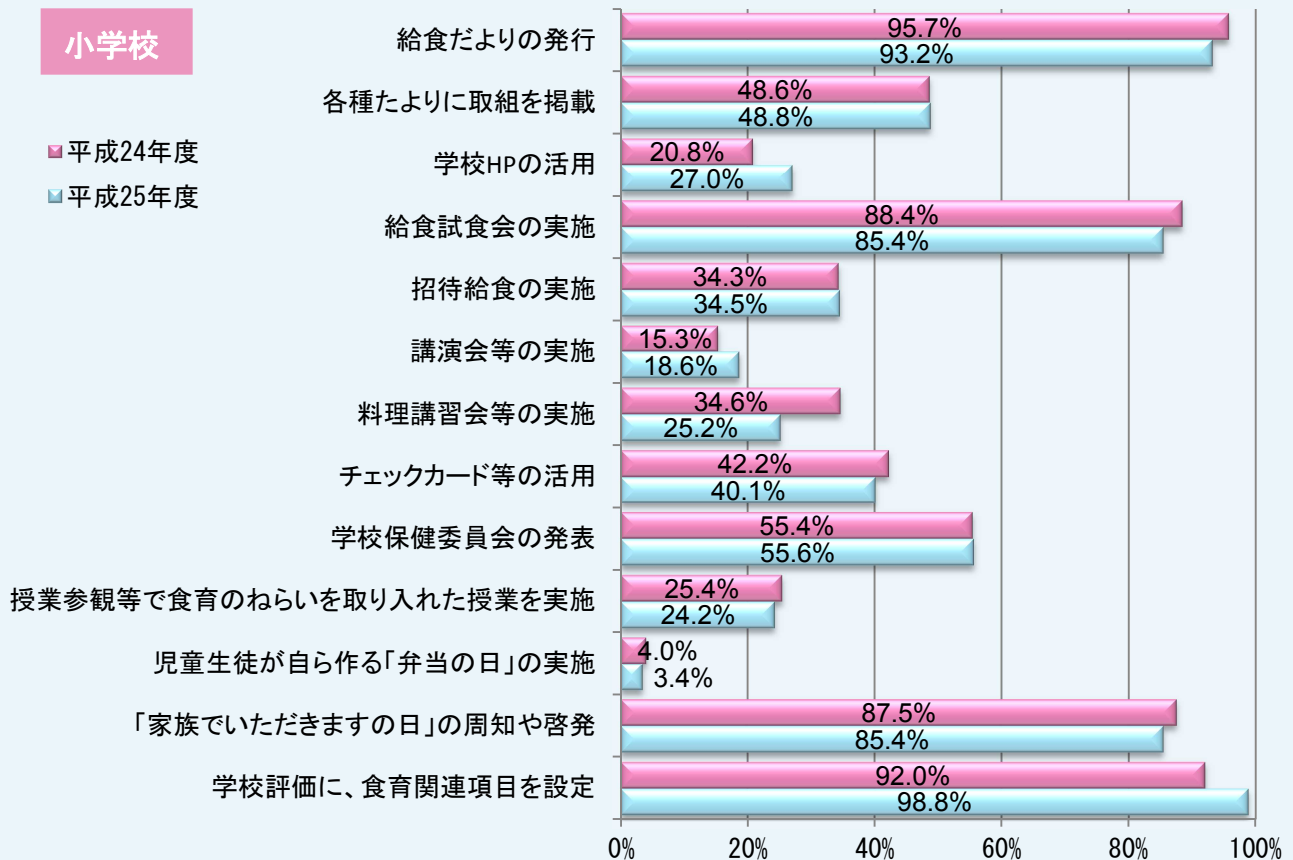
⑦食育ライブラリー

平成24年度から県内50箇所（35市町村44施設、保健福祉事務所、総合教育センター）に特設された食育コーナー。食育教材や関連書籍の展示や貸出し、情報発信を行っている。「すくすくカルタ」や「食育紙芝居」も、貸し出している。設置箇所については群馬県HP参照 <http://www.pref.gunma.jp/05/d6200127.html>

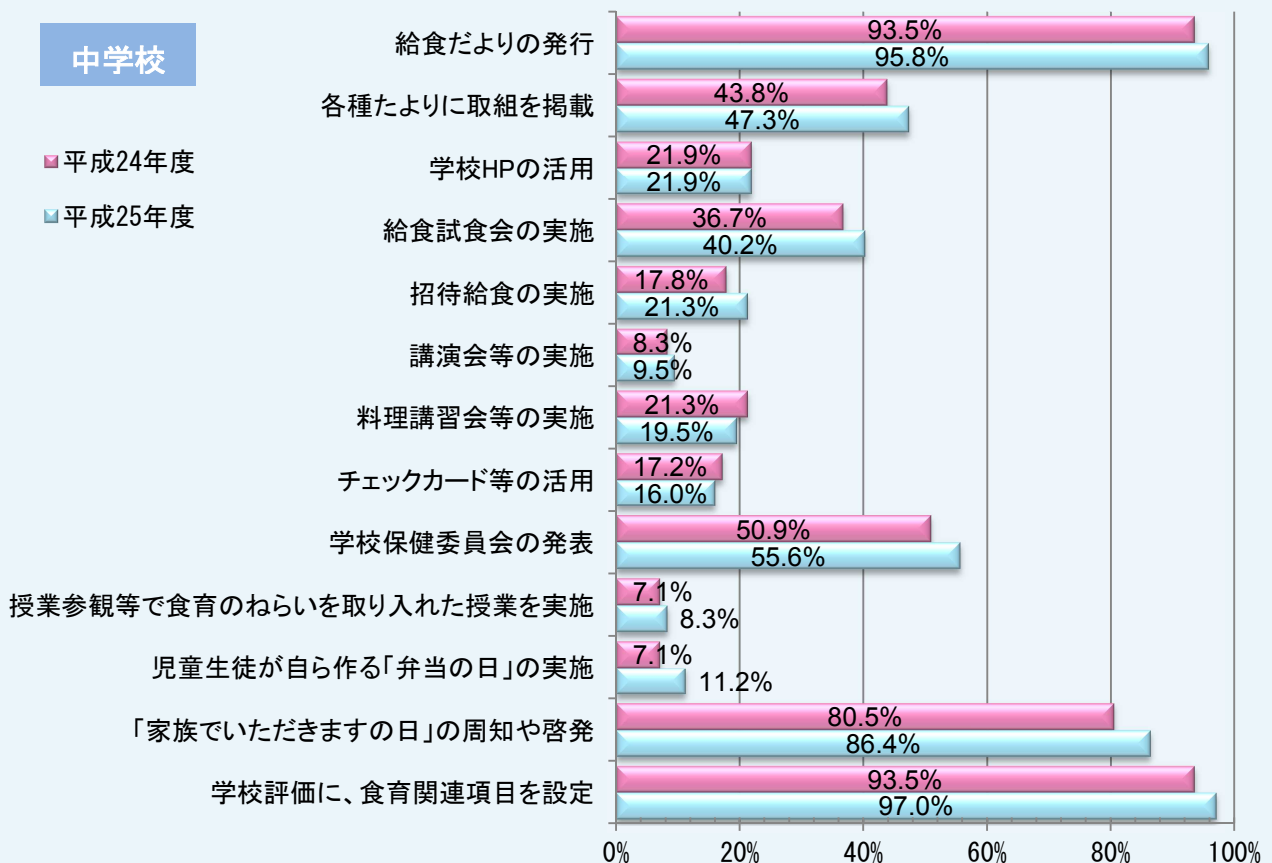
6 家庭・地域社会との連携

(1) 家庭や地域との連携に向けた取組の実施

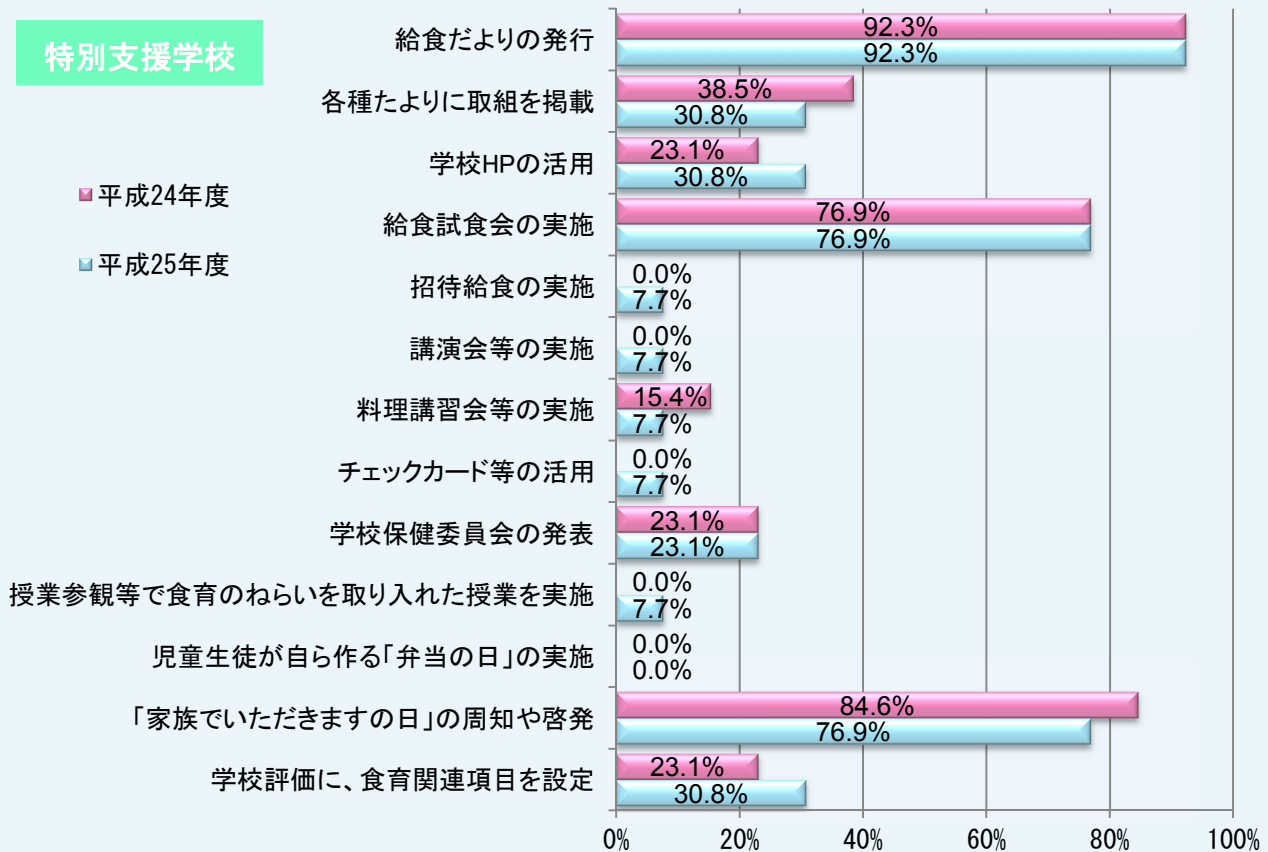
小学校



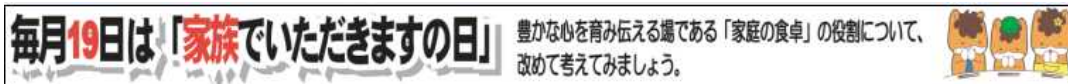
中学校



特別支援学校



- 社会環境や食生活が大きく変化する中で、家庭や地域においても食育に対する理解が進み、子どもに対する食育の取組が行われるよう、学校においては、積極的に情報発信及び啓発等の働きかけを行うことが大切である。
- 今年度は、中学校において各種取組の実施割合が増加した。
- ほとんどの小学校・中学校で、学校評価に食育関連項目を設定している。
学校評価における食育に関連した調査項目（朝食摂取等）は、家庭の教育力を高める要素をもつものである。結果の検証・評価により教職員と保護者が共通理解をもち、連携・協力した取組を実施することによりさらなる食育の充実が期待できる。
- 群馬県が平成18年から提唱している「家族でいただきますの日」は、国の第2次食育推進基本計画（内閣府）の重点課題である「家庭における共食^{きょうしょく}を通じた子どもへの食育の推進」とも相通じるものである。本取組については、各市町村、学校、地域が連携して取り組んでいただいているところであるが、今後ともその取組を充実、発展させていくことが期待される。



参照：第2次食育推進基本計画（内閣府） <http://www8.cao.go.jp/syokuiku/about/plan/>

参照：平成24年版 食育白書（内閣府）P.34 事例 家族で「いただきます」の日の推進 群馬県伊勢崎市
<http://www8.cao.go.jp/syokuiku/data/whitepaper/2012/pdf-honbun.html>